



## 福祉 福祉タクシー券の交付 障害者・一人暮らし高齢者に対する福祉事業

町では、平成19年度より新規事業として、在宅の障害者および一人暮らしの高齢者が医療機関への通院のため外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合において、その運賃の基本料金分のタクシー利用券を申請により交付します。

【交付対象者】 本町に1年以上住所を有する在宅の次のいずれかに該当する人。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者の世帯に属する人又は生活保護者は対象となりません。

- (1) 身体障害者手帳の障害の等級が1級の手帳所持者
- (2) 療育手帳の障害の程度がA1・A2(旧A重)の手帳所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の手帳所持者
- (4) 満70歳以上の一人暮らしの高齢者(日常での生活実態が一人暮らしであって、同一敷地などに親族が居ない人)

【交付内容】 タクシー利用券

年間48枚(月4枚)(ただし、年度途中に、誕生日を迎えられた人、または被認定者などについては、交付枚数が月割りとなります。)

【交付方法】 利用希望者は、福祉タクシー券交付申請書に所定の事項を記入し、手帳および印鑑を持参のうえ、健康福祉課福祉室へ申請してください。審査のうえ、交付します。

※交付申請書は、健康福祉課福祉室の窓口にて用意してあります。

※申請は、本人および家族の人以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111(内線151)



## 福祉 ふれあいと対話が築く明るい社会 7月は“社会を明るくする運動”強調月間

法務省主催の“社会を明るくする運動”の強調月間が、7月1日から一ヶ月間全国一斉に展開されます。今年で57回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行をした少年もいずれば地域に戻り、地域の一員として生活していくことになるわけですので、その更生を有効なものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

特に、急速な社会の変化の中で、住民同士のふれあいや親子の対話が減るなど、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力といった「地域力」の低下などが指摘される現状にあっては、家庭、学校、職場、地域社会が一体となってこうした問題に取り組み、希薄となった地域の連帯や家族の絆を取り

戻し、夢や希望を持ってお互いに支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域をつくることに努める必要があると思われま

す。そこで、今年はこの「重点目標」・「統一標語」を次のとおりとし、犯罪や非行のない明るい社会づくりにそれぞれの立場において御協力をお願いいたします。

**重点目標** 犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める

**統一標語** 防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

みなんで力を合わせ、罪を犯した人や非行をした少年の立ち直りを助けましょう。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111(内線151)

## 今月の納税

固定資産税・・・2期  
国民健康保険税・・・4期  
介護保険料・・・4期

納期限 7月31日(火)

便利で確実な口座振替も利用できます

## 人事 8月1日～14日受付 吉岡町職員採用試験

町では、平成20年度に採用する町職員を募集します。

▼職務内容 一般行政事務

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人

②日本国籍を有する人

※地方公務員法第16条の規定に該当する人は受験できません。

▼試験日/場所

【第1次試験】9月16日(日) / 吉岡町役場

【第2次試験】10月中下旬 / 吉岡町役場

▼試験内容

【第1次試験】教養試験(高等学校卒業程度)

【第2次試験】適性試験・論文

試験・面接試験など

▼申込用紙配布 7月17日(火)

から役場総務課で配布※土・日曜日は除く

▼申込受付 8月1日(水)～8月14日(火)

午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日を除く

▼申込・問合せ先 役場総務課 策課庶務行政室 ☎54・3111 (内線121)



## 公募 参画してください 障害者計画策定のための懇談会

吉岡町障害者計画が平成19年に終了し、次期計画(平成20年～24年)を策定します。

次期計画の策定にあたって町民の皆さんが参画した懇談会を設置し、幅広く意見が反映される計画を目指します。

この懇談会に参画して下さる人を募集します。

▼募集人員 3人(応募多数の場合は抽選とさせていただきます。)

▼応募資格 町内に在住し、平成19年4月1日現在20歳以上の人

▼申込期限 8月3日(金)まで

▼申込方法 健康福祉課健康づくり

くり室まで、電話で申込んで下さい。

▼申込・問合せ先 健康福祉課

健康づくり室(保健センター内) ☎54・7744 (内線410)



## 農業 業 農 業 委員 選任されました

栗田俊彦さん(漆原)のJAL理事任期満了により、平成19年5月26日付で、武藤慶一さん(下野田)が、農業委員として町長より選任されました。



▲武藤慶一さん

## 人 権 委 嘱 され ました 人 権 擁 護 委 員

平成19年7月1日付で、小林治克さん(小倉)が、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員に再任されました。

地域住民の人権思想普及のための活動や人権相談などを行います。お気軽にご相談ください。



▲小林治克さん